

蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市内の温泉宿泊施設の誘客促進を図るため、蒲郡市観光協会が実施する蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業に要する費用に対し、蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、蒲郡市観光協会とする。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、蒲郡市観光協会が実施する蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業とする。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる額とする。

- (1) 補助事業における「どうする家康 大河ドラマ館」の入館券の仕入れに係る費用に対し、通常販売額の2分の1の額を限度とし、総額400万円を限度とする。
- (2) 補助事業を周知するための経費の額とし、100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象団体は、蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業計画書（第2号様式）

- (2) 蒲安市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助対象団体の定款又は規約
- (4) 補助対象団体の役員名簿
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるものについて、補助金の交付決定をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、前条の申請をした補助対象団体に対して、速やかに蒲安市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業費補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の交付決定を通知しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした補助対象団体は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画変更等の承認及び交付決定の変更）

第8条 第6条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象団体（以下「補助決定団体」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲安市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業費補助金変更承認申請書（第5号様式。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がないと認められるものであり、かつ、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合における変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 補助事業の変更申請が交付決定の前である場合は、交付決定をもって、第1項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。
- 4 市長は、前項の場合を除き、第1項の規定により当該補助金の交付の決定を変

更した場合は、蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業費補助金変更決定通知書（第6号様式）により、補助決定団体に通知しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助決定団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の中止又は廃止を決定したときは、蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、補助決定団体に通知しなければならない。

（事業遅延の報告）

第10条 補助決定団体は、補助事業が計画の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業遅延報告書（第9号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助決定団体は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付申請をした日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業報告書（第11号様式）

(2) 蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業収支決算書（第12号様式）

(3) 補助対象となった経費の支払領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、実績報告があったときは、内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成

事業費補助金確定通知書（第13号様式）により、補助決定団体に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助決定団体は、補助金の交付を受けようとするときに蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業費補助金請求書（第14号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助決定団体が、補助金の交付の目的を達成するため、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。

3 補助決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定取消し及び返還）

第15条 市長は、補助決定団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金を既に交付しているときは、期間を定めて、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 計画の中途において当該事業を取り止めたとき。

(4) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市「どうする家康 大河ドラマ館」入館券付宿泊プラン造成事業費補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により、補助決定団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の例による。

（補助金の経理）

第16条 補助決定団体は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした

帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、補助決定団体に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助対象期間終了後も、補助決定団体に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。